

宮崎県知的障害者施設協議会 災害救援対策に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、宮崎県内で発生した大規模災害により、被災した宮崎県知的障害者施設協議会（以下「本会」という。）会員施設等の復旧を支援するための災害救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、本会における支援体制や支援方法等を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 災害による被災範囲は、本会に所属する正会員及び準会員施設等が支援を求める災害とし、原則として以下のとおりとする。

- （1）大規模地震、大型台風、津波、大規模な火山噴火などの自然災害
- （2）多数の利用者・職員が被災した大規模な火災や事故等で、他からの支援を被災施設等が求める災害等

（災害救援対策連絡窓口の設置及び閉鎖）

第3条 災害の発生時には、本会事務局に「災害救援対策連絡窓口」を設置し、会長は必要に応じ、支援活動等の円滑な推進を図ることとする。なお、本会事務局が被災した場合には、近隣の施設等に「災害救援対策連絡窓口」を設置する。

2 災害に対する支援対策がおおむね完了したと会長が認めたときに閉鎖するものとする。

（要請の方法）

第4条 被災した施設等が、支援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、前条第1項により定められた「災害救援対策連絡窓口」を通じて、支援を要請するものとする。

- （1）被災状況
- （2）必要とする資機材、物資等の品目及び種類
- （3）支援を要する職種別人員
- （4）支援を要する期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、支援を要する必要な事項

2 被災した施設等が支援要請を行えない状況下にあつては、会員施設等が相互に情報を収集・交換するものとする。

（支援の内容）

第5条 被災した施設等から要請が行われた場合、「災害救援対策連絡窓口」は他の会員施設等へ情報を伝達する。伝達を受けた他の会員施設等は次の支援を可能な範囲で行うものとする。

- （1）職員の派遣に関する支援
- （2）利用者の受入れに関する支援
- （3）その他、被災施設等の要請に基づき、会員施設等の支援可能な分野

(保険)

第6条 派遣職員の事故等に対処するため、本会において必要な保険への加入手続きを行う。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この内規を一部改正し、平成24年4月1日から施行する。